

一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会
入会及び退会規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（入会基準及び手続）

本会の一般会員又は特別会員として入会しようとする会社、会社以外の団体は、下記表に掲げる事項を主たる内容とし、別に定める入会申込書を本会の事務局に提出するものとする。一般会員とは定款上の正会員、特別会員とは定款上の賛助会員を指す。

2 一般会員及び特別会員の区分に応じた入会基準は、次のとおりとする。

会員の種類	会員の区分	入会基準
一般会員	企業会員	本会の事業と関連性を有する会社であって、本会の事業活動に参画する意思を持つ会社。
	団体会員	本会の事業と関連性を有する会社以外の団体であって、本会の事業活動に参画する意思を持つ会社以外の団体。
特別会員	企業会員	本会の事業と関連性を有する会社であって、本会の事業活動を賛助する意思を持つ会社。
	団体会員	本会の事業と関連性を有する会社以外の団体であって、本会の事業活動を賛助する意思を持つ会社以外の団体。

3 本条第1項の入会申し込みに対して、代表理事は、入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと、本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

第3条（会員名簿及び会員に関する情報の取扱い）

第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

2 第2条 第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、別に定める変更届により当会の事務局にすみやかに届け出なければならない。

3 本会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

第4条（退会事由及び手続）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、別表2に掲げる事項を主たる内容とし、退会の30日前までに、別に定める退会届をもって、この法人に対して予告をするものとする。

2 前項の場合において、一般会員の除名を総会の目的事項とする場合は、当該総会において当該目的事項が否決されるまで、当該一般会員は任意退会することができない。

3 本条第1項の場合において、代表理事が相当と認め、特別会員の除名を総会の目的事項とする場合は、当該総会において当該目的事項が否決されるまで、当該特別会員は任意退会することができない。

4 本条第1項及び定款第7条並びに第8条に定める事由により、会員が会員資格を喪失した場合は、当該会員は、会員名簿から削除されるものとし、又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

第5条（再入会）

前条の規定により会員資格を喪失した者が、一般会員又は特別会員として再入会を希望する場合は、その理由を記した書面とともに、あらかじめ第2条第1項に定める入会申込書の提出を要することとする。

2 前項の再入会の手続きは、第2条第3項の規定を準用する。ただし、資格喪失の際未納の会費がある場合は、当該未納分を納入しない限り、再入会は認めないこととする。

3 定款第8条の規定により除名された者は、資格喪失後3年間は、再入会は認めないこととする。

4 定款第9条の規定により会員資格を喪失した者は、資格喪失事由が解消していない限り、再入会は認めないこととする。

第6条（会員種別の変更）

会員は、入会後に会員種別の変更を希望する場合は、別に定める会員種別変更届を事務局に提出するものとする。

2 代表理事は、会員から前項の会員種別変更届が提出されたときは、直近に開催される総会に報告するものとする。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般社団法人カーボンニュートラル推進協議会の設立の登記の日（西暦2021年6月10日）から施行する。